

# 船員保険丸

船内に掲示  
してください



船員保険イメージキャラクター かもめっせとその仲間たち

労災保険の給付を受けている方 に対する

## 船員保険からの「上乗せ給付」について

### 労災保険の休業（補償）給付を受けている場合

◆ 職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより、療養のため労働をすることができないため労災保険の休業（補償）給付を受けている船員の方は、休業手当金の他、船員保険部から休業特別支給金が受けられる場合があります。

#### 休業手当金

船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るとき、船員保険から給付を行います。

なお、休業3日目まで（待期期間）は労災保険からの給付はありませんが、船員保険からは給付があります。

#### 休業特別支給金

労災保険で算定された給付基礎日額に30を乗じた額にあてはまる標準報酬月額等級が、船員保険の標準報酬月額等級を下回るとき、法定給付を補完するものとして、船員保険から給付を行います。

対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。

休業手当金を請求する際には、労災保険へ請求した「**休業（補償）給付支給請求書（様式第8号）**」の両面コピーをご用意ください。



### 労災保険の障害給付や遺族給付を受けている場合

◆ 職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより障害が残ったり、死亡したため労災保険給付を受けている船員・遺族の方は、船員保険部から次の「上乗せ給付」が受けられる場合があります。

#### 障害年金、遺族年金 障害手当金、遺族一時金

船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るときなど、一定の要件を満たす場合に船員保険から給付を行います。

対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。

#### 特別支給金 経過的特別支給金

# 皆さまの大切な保険料を有効に活用するために 整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方



整骨院・接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による治療をする施設です。  
そのため、船員保険の対象となる範囲は限られています。



## 保険証が使えます

骨折・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要)

外傷性が明らかな捻挫・打撲など



**Q1. 職務中に転んで捻挫しましたが、保険証は使えますか？**

**A1. 職務上や通勤途上のけがに保険証は使えず、労災保険の適用になります。**

**Q2. 持病の肩や腰の痛みが慢性化しており、整(接)骨院にかかった場合、保険扱いになりますか？**

**A2. 原因不明の肩や腰の痛みに対する治療は保険の対象外となり、全額自己負担になります。痛みの違和感が長くとれない場合は重大な疾患(内科的疾患)の可能性もありますので、一度医療機関に受診していただくことをお勧めいたします。**



## 保険証が使えません

### 全額自己負担

日常生活における単なる疲労・肩こり・筋肉疲労

病気が原因で起こる痛みやこり(神経痛、ヘルニア等)

脳疾患後後遺症等の慢性病

マッサージ代替りの利用

ご協力を  
お願いします

申請内容によっては、加入者様に文書などで確認をさせていただく場合があります。  
船員保険の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

船員保険メールマガジン

# うみがめ〜る

# 会員 大募集!

メールアドレス登録はこちら!

★ PCの方は **検索して**  
ホームページからご登録ください。

船員保険 メルマガ

検索

★ スマートフォンの方は下記の **二次元コード** からご登録ください。



全国健康保険協会  
船員保険

〒102-8016  
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14階  
TEL 03-6862-3060  
営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ  
「うみがめ〜る」  
会員募集中



PICK UP 情報  
船員保険部からの旬な  
お知らせをいつでも  
確認できます!

